

預金口座へのマイナンバー付番に関するお知らせ

令和6年4月1日より、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」）」に基づく預貯金口座への個人番号（以下、「マイナンバー」）付番が開始されます。

1 マイナンバー付番の対象となるお取引について

令和6年4月1日以降、法令に基づき、預金・定期積金口座開設の受付時にマイナンバー付番の意思確認をさせていただきます。本申込を行うお客様名義の全ての預金・定期積金口座がマイナンバー付番対象となります。

※法令上、お客さまには金融機関へマイナンバーを届け出る義務はありません。ご希望の場合のみ申し出ください。

※届出いただいたマイナンバーは、利子所得等に関する支払調書の作成や金融機関が破綻した場合の預金・定期積金額の把握、生活保護法第29条の資料提出等、法令に基づいて口座を特定する場合に利用されます。

2 マイナンバー付番にあたり必要な書類等

預金・定期積金口座へのマイナンバー付番には、当組合の窓口でマイナンバーの届出をいただく必要があります。届出に際し、以下の書類をご用意ください。

(1) 個人番号が確認できる書類

申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかのご提示が必要となります。

(2) 本人確認書類

顔写真付きの公的書類による本人確認（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）のご提示が必要となります。

以上

お問合せ先

丸八信用組合 預金課

電話：052-951-1245・1248

令和6年度
末頃開始!

相続時や災害時の手続きが楽になる

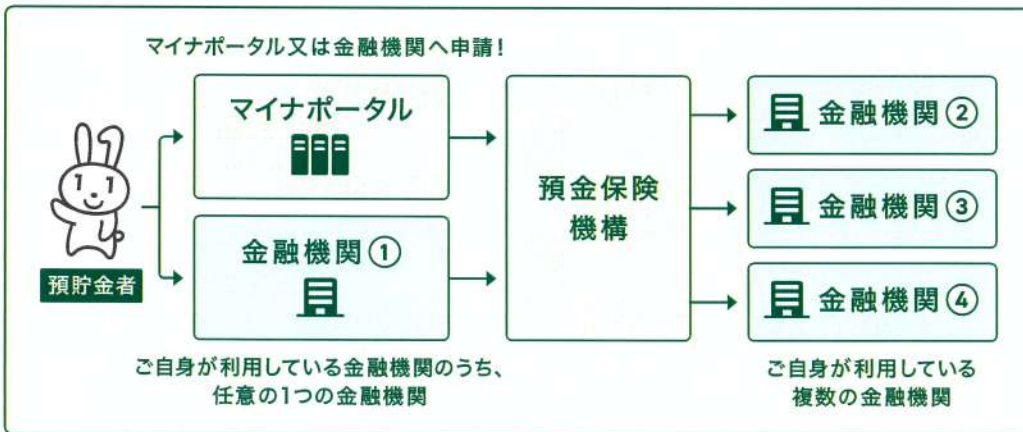
口座管理法制度

って知っていますか?

口座管理法制度とは

本人同意を前提とし、複数の金融機関に存在するご自身の預貯金口座を、マイナンバーを用いて管理する制度です。

- 1 複数の金融機関を利用しても大丈夫です!一度に、全ての金融機関へ預貯金口座を管理する申請を出すことができます。



- 2 マイナンバーを用いて預貯金口座を管理することで、相続時や災害時の手続きが楽になります。

相続人の方

マイナンバー
123456789012

被相続人(※)の口座情報

相続人が、被相続人の口座がどこの金融機関にあるのか把握可能になる

(※)ご自身の相続に備えたい方

被災された方

マイナンバー
123456789012

現金の引き出し

避難先の任意の金融機関が
ご自身の口座を確認し、
別の金融機関であっても現金を
引き出すことが可能になる

緊急時等の給付金の受取がスムーズになる

公金受取口座

は登録されましたか？

公金受取口座登録制度でできること

公金受取口座を登録しておくことで、緊急時の給付金や児童手当、今後の給付金の申請をする際に、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります！



マイナポータルから登録することができます。

詳しい登録方法はこちらをご覧ください 



令和6年度
末頃開始

金融機関からも登録できるようになります！

